

財団法人 東近江市地域振興事業団 寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人東近江市地域振興事業団(以下「事業団」という。)という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を滋賀県東近江市五個荘竜田町2番地3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 事業団は、市民生活の向上及び市民福祉の増進並びに教育・文化・スポーツの振興を図るため、効果的な公益事業の推進につとめ、さらには、市民サービスや都市景観の向上を図るため、東近江市(以下「市」という。)から委託を受けた施設について、統合的かつ弾力的な運営を行い、もって明るく住みよい、連帯感あふれる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 事業団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民生活の向上及び市民福祉の増進並びに教育・文化・スポーツの振興を図るための公益的な事業
- (2) 市が委託する公の施設の管理及び運営に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 事業団の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) 委託料その他の収入

(資産の種別)

第6条 事業団の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 事業団の資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて理事長が保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、担保に供し、及び運用財産に、繰り入れてはならない。

ただし、事業団の事務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の承認を受け、その一部に限りこれを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この事業団の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この事業団の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に主務官庁に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この事業団の収支決算は理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、収支決算書、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の監査を受けた後、理事会の承認を得て毎会計年度終了後三箇月以内に主務官庁に報告しなければならない。

2 この事業団の収入の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を損失補填のための準備及び運用財産として積み立て、又は翌年度の収入若しくは基本財産に繰り入れるものとする。

(長期借入金)

第12条 この事業団が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経て、主務官庁の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この事業団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

(役員)

第15条 この事業団には、次の役員をおく。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人

(3) 常務理事 1人

(4) 理事 9人以上15人以内(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)

(5) 評議員 9人以上20人以内

(6) 監事 2人

2 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて、登記完了の日から2週間以内に、その旨を主務官庁に届け出なければならない。

3 監事に異動があったときは、異動があった日から2週間以内に、その旨を主務官庁に届け出なければならない。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事にあつては評議員会が、評議員にあつては理事会がこれを選任する。

2 理事は、互選により理事長及び副理事長を定める。

3 常務理事は、理事会の同意を得て理事長が定める。

4 理事、評議員及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第17条 理事長は、この事業団を代表し、業務を総理する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その

職務を代理する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄付行為に別に定めるもののほか、この事業団の業務を議決し、会務の執行を決定する。

5 評議員は、評議員会を構成し、この寄付行為に定める職務を行う。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) この事業団の財産と帳簿を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したとき、これを理事会若しくは評議員会又は主務官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(5) 理事会又は評議員会に出席し、意見を述べること。

(役員任期)

第18条 事業団の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第20条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第5章 事務局

(事務局及び職員)

第21条 この事業団の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局には、事務局長その他職員をおく。

3 事務局長その他職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て理事長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第22条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 寄付行為

(2) 役員の名簿

(3) 事業報告書、収支計画書、正味財産増減計算書及び貸借対照表並びに財産目録

(4) 事業計画書及び収支予算書

(5) 許可、認可等及び登記に関する書類

(6) 寄付行為に定める機関の議事に関する書類

(7) 資産及び負債に関する台帳

(8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(9) 役員履歴書並びにその他の職員の名簿及び履歴書

(10) その他必要な帳簿及び書類

第6章 会議

(種別)

第23条 事業団の会議は、理事会及び評議員会の2種とする。

(構成)

第24条 理事会は理事をもって、評議員会は評議員をもって構成する。

(権能)

第25条 理事会は、この寄付行為に定めるもののほか、事業団の運営に関する重要な事項を議決する。

2 評議員会は、この寄付行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項について審議し、及び助言するとともに、必要に応じこの事業団の重要な事項に関し、理事長に建議することができる。

3 理事会において事業計画及び予算の承認について議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(開催)

第26条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(3) 第17条第6項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。

2 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(3) 第17条第6項第4号の規定により監事より招集の請求があったとき。

(招集)

第27条 会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第2号若しくは第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会又は評議員会を開催しなければならない。

3 会議を招集するときは、理事又は評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選任する。

(定足数)

第29条 会議は、理事会にあっては理事現在数の3分の2以上、評議員会にあっては評議員現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第30条 会議の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決する。この場合において、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第31条 やむ得ない理由のため、会議に出席することのできない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事若しくは評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 前項の規定による書面表決又は表決の委任による出席は、理事会の定足数の半数を越えることができない。

(議事録)

第32条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事又は評議員の現在数
 - (3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記するものとする。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席理事又は評議員のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第7章 寄付行為の変更及び解散

（寄付行為の変更）

第33条 この寄付行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、主務官庁の許可を受けた場合は、変更することができる。

（解散）

第34条 この事業団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員現在数の4分の3以上の同意の議決及び市長の承認を経た後、主務官庁の許可を受けて解散することができる。

（残余財産の処分）

第35条 この事業団の解散に伴う残余財産は、東近江市に寄付するものとする。

第8章 補則

（委任）

第36条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 この寄付行為は、許可の日から施行する。
- 2 第16条の規定にかかわらず、協会設立当初の理事及び監事は設立者が選任し、その任期は第19条にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。
- 3 第14条の規定にかかわらず、協会設立当初の会計年度は設立の日から昭和62年3月31日までとする。

付 則

- 1 この寄付行為は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この寄付行為は、平成3年7月1日から施行する。

付 則

- 1 この寄付行為は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この寄付行為は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この寄付行為は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この寄付行為は、主務官庁の変更認可のあった日から施行する。（滋賀県指令自振第26号・滋賀県教育委員会指令総第945号 平成17年10月20日）

付 則

- 1 この寄付行為は、主務官庁の変更認可のあった日から施行する。（滋賀県指令自振第2号・滋賀県教育委員会指令教総第202号 平成20年3月11日）